

安城市農業委員会議事録（定例会）

日 時	令和5年1月23日（月） 開会 午後2時30分 閉会 午後3時25分
会 場	安城市役所本庁舎3階 第10会議室
委員会を構成する委員数	法第8条による委員数 14名 法第18条による委員数 28名
出席委員数	法第8条による委員数 12名 法第18条による委員数 27名
欠席委員	中尾 充紀委員、都築 英治委員、加藤 日登志推進委員
議長	会長 林 茂樹
事務局	横山事務局長、大岡事務局課長、杉浦係長、松井主査、曾我主事、池田主事、白野
議事録署名者	7 大見 由紀雄 委員 12 鈴木 貴士 委員

会議の記録

午後2時30分、林茂樹会長は議長となり開会を宣する。

続いて議長は、議事録署名者として次の2名を指名

議事録署名者は 7 大見 由紀雄 委員 12 鈴木 貴士 委員

また、欠席者は 2 中尾 充紀 委員 6 都築 英治 委員

1 加藤 日登志 推進委員

続いて議長は議事に従い、下記のとおり議案を上程

□ 日程第1 第1号議案 農地法第3条の規定による申請について

上記の議題について松井主査から次のとおり説明があった。

日程第1 第1号議案、農地法第3条の規定による申請についてご説明申し上げます。

今回の申請は、受付番号1から3の3件です。申請内容は、売買が3件です。譲受人の理由は、農耕に精進するため2件、農業経営規模の拡大を図るため1件です。譲渡人の理由は、相手方の要望によるため2件、高齢により耕作が困難なため1件です。下限面積要件、耕作従事要件や周辺地域との調和要件など、書類審査や現地調査などで確認しておりまして、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えております。

申請面積につきましては、畑13, 779㎡です。

以上で説明を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

□ 日程第2 第2号議案 農地法第4条の規定による申請について及び日程第3 第3号議案 農地法第5条の規定による申請について

上記の議題について池田主事から次のとおり説明があった。

それでは、日程第2 第2号議案農地法第4条の規定による申請についてご説明申し上げます。

今回の申請は、受付番号1番から3番の3件で、転用目的は、農業用倉庫の建

築が1件、住宅敷地の一部が2件です。

申請面積は、田860.22㎡です。

続きまして日程第3第3号議案 農地法第5条の規定による申請についてご説明申し上げます。

今回の申請は、受付番号1番から7番までの7件です。転用行為別に見ますと、分家住宅が1件、中古トラック展示場が1件、物流倉庫が1件、農業用倉庫の建築が1件、太陽光発電施設が2件、住宅敷地及び通路が1件です。

面積につきましては、田18,400㎡、畑2,176㎡、合計20,576㎡です。

このうち農地法第5条による申請、受付番号2番及び3番につきまして、別冊の資料でご説明します。右肩に日程第3第3号議案資料と書かれた資料をご覧ください。

はじめに受付番号2番から説明します。本案件は譲受人が、譲渡人の所有する田を転用し、中古トラック展示場を設置するものです。受人である●●は●●に拠点を置き、主に中古トラック等の販売業を行っている法人で、これまで中古トラック展示場として使用していた●●地内の土地が所有者との借地契約が切れたことによる代替地を確保するため、本申請を検討するに至りました。資料2ページが位置図となっており、資料の概ね中心にある黒塗り部分が申請地となっております。続いて3ページが申請地の隣接地目が分かる資料となっております。本申請地の立地基準ですが、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため第1種農地となりますが、業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるため許可基準を満たしております。次に、資料4ページが土地利用計画となっております。雨水の排水計画は敷地内に新設する側溝から最終枡にて集水し、油水分離槽を通じて北側の水路へ放流する計画となっております。土砂の流出は敷地境界にL型擁壁を設置することで、防止する計画となっております。また、資金計画についても申請者は支障なく転用行為を行うために必要な資力があると判断しています。

続きまして受付番号3番について説明します。資料の5ページをご覧ください。本案件は譲受人が、譲渡人の所有する田を転用し、物流倉庫を設置するものです。受人である●●は●●に拠点を置き、主に運送業を営んでいる法人です。近年の電子部品・半導体の需要増加による在庫の確保のため、譲受人が運営する電子デバイスセンター業務拡張に伴う新倉庫の建設をすべく、本申請を検討するに至りました。資料6ページが位置図となっており、資料の黒塗り部分が申請地となっております。続いて7ページが申請地の隣接地目が分かる資料となっております。本申請地の立地基準ですが、国道23号線高棚北インターから300m以内にある農地であるため、第3種農地と判断され許可基準を満たしてお

ります。次に、資料 8 ページが土地利用計画となっております。排水計画について、汚水は合併浄化槽、雨水は敷地内の集水桝等により集水後、油水分離槽を経て、汚水・雨水共に北西にある既設水路へ放流する計画となっております。土砂の流出は敷地境界に L 型擁壁及び C B により設置することで未然に防止する計画となっております。また、資金計画についても申請者は支障なく転用行為を行うために必要な資力があると判断しています。

説明案件を含む 4 条、5 条申請あわせ 10 件いずれの転用計画についても、土砂の流出や汚水・雨水の排水処理などについて、周囲農地等への悪影響を未然に防止する計画となっており、建築許可申請等の他法令上の手続がされていることを確認しております。

なお、今回の申請に関する現地調査につきましては、1 月 13 日金曜日に中尾充紀委員と神谷誠委員にご協力いただき、現地にて申請書類と農地区分やその許可の基準等について確認していただいております。

以上で説明を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

□ 日程第 4 第 4 号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願について

上記の議題について白野から次のとおり説明があった。

日程第 4 第 4 号議案、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願についてご説明申し上げます。

今回の証明願は、受付番号 1 の 1 件です。買い取り申出の事由は、死亡により耕作が不能となったためです。内容審査をした結果、証明をする期日において、買い取り申出事由を生じた者が、生産緑地法第 10 条の規定に基づく農業の主たる従事者であったと認められます。

面積については、畑 821 m²です。

本日も承認いただきましたら、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明書を発行する予定です。

以上で説明を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

□ 日程第 5 第 5 号議案 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農

用地利用集積計画について

上記の議題について松井主査から次のとおり説明があった。

日程第5第5号議案農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画についてご説明申し上げます。

それでは、「令和4年度農用地利用集積計画（畑・樹園地利用促進制度分）実施総括表 令和5年2月15日公告分」をご覧ください。

今回、新規設定を行う面積が22,055㎡、期間満了による更新の面積が1,982㎡、合計24,037㎡となっています。

前述の申請について、農用地利用集積計画の内容が安城市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想に適合し、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。本日ご承認いただきましたら、2月15日付けで公告させていただきます。

次のページにつきましては、実施総括表の明細でございます。明細表につきましては、皆様にご覧いただきたいと思いますが、説明は省略させていただきますのでよろしく願いいたします。

以上で説明を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、次のとおり質問があった。

○ 岩瀬正則委員

家の近所のことですのでちょっと聞きたいと思いますが、一番下の●●さんという方が、●●の畑を約一丁五反くらい借り受けて何かを作るという話ですよ。これは。この、●●さんは、信用できますか。

○ 松井主査

●●さんというのが、元々は●●に●●さんという会社がございまして、そこの方が、この先の会社の在り方という中で、農業を進めていきたいというところで、今回●●という会社を起ち上げまして、ここの代表である方が、今農業大学校に通っておりまして、今、●●にある●●さんという所で、ネギの栽培の勉強をされております。そこで、この方が安城で圃場を広げるに当たり、認定新規就農者の認定を受けて、融資制度等を受けながら最終的には、所得を250万あげていくようにと、今、愛知県とか私共市とか、農業委員会の方で、そのような相談を受け、どのようにやったら、所得目標250万達成できるかを一緒に協議をしながら計画を起ち上げ、令和5年1月1日に認定新規就農者というかたちに

なっております。そういったことで、この方については、ご自身で農業の学校に通って、勉強もされており販売先としても今指導をいただいている自然フーズさんに全量出荷するというので、販売先も確保できているので、このまま農業をされないということは、想定できないと思っております。この方については、この先、●●の農地で圃場を広げていってもう少し収益が上がるようにと想定しておりますので、また、地元の方では、また、農地が見つからないかと相談があるかもしれませんので、また、私共といたしましても、その辺りをサポートできればと思っております。また、ご協力をいただければと思います。

○ 岩瀬正則委員

ありがとうございます。ここに上がっている約半分は不耕作地で毎年我々が報告するようなところですので、非常にありがたいですけど、本当にずっとやっていただければなと思い、ちょっとお聞きしました。

○ 林 会長

新規に始める人ですので、なるべくちょっと見守って、岩瀬君のところに近いですので、ちょこちょこ見回っていただけたらなと思います。

再度、議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

□ 日程第6 報告第1号 専決処分について

上記の議題について白野から次のとおり説明があった。

日程第6 報告第1号専決処分についてご報告いたします。

始めに、農地法第4条の届出についてご説明申し上げます。

今回の届出は、受付番号67から79及び1、2の15件です。転用行為別にみますと、駐車場が5件、共同住宅の建築が4件、住宅の建築が5件、ソーラーパネルの設置が1件です。

面積は、田2, 246.63㎡、畑3, 078.75㎡の合計5, 325.38㎡となっております。

続きまして、農地法第5条の届出についてご説明申し上げます。

今回の届出は、受付番号107から124及び1・2の20件です。転用行為別にみますと、分譲宅地用地が4件、住宅の建築が8件、倉庫の建築が6件、敷地の拡張が1件、共同住宅の建築が1件です。

面積は、田4, 581.36㎡、畑1, 547.94㎡の合計6, 129.30㎡となっております。

続きまして、農地法第18条による合意解約についてご説明申し上げます。

今回の申請は、受付番号132及び1、2の3件です。解約事由別にみますと、売却するため1件、労力不足のため1件、利用権を設定するため1件です。

面積は、畑4, 449㎡となっております。

以上で説明を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なし了承。

続いて、協議依頼事項について杉浦係長から次のとおり説明があった。

□ 生産緑地の買取希望者の調査依頼について

1ページ、資料1をご覧ください。

こちらは、先月の研修会にてテーマとして取り上げさせていただきました生産緑地に関する内容でございます。簡単ではありますが、買取申出制度の流れについてご説明いたします。農地所有者より買取申出がありますと、まず、市は、公園・緑地や道路などの公共事業の用として買取の希望があるかの照会を行います。そして、買取の希望がない場合には、次に農林漁業の従事希望者が取得できるようにあっせんすることとされております。今回は、農林漁業の希望者に対するあっせんをするにあたり、市から、農業委員会に対して、その協力を求めているものでございます。あっせんが成立しない場合には、都市計画の変更の手続きを行い、生産緑地が解除されることとなります。

今回、市の都市計画課に買取申出のあった生産緑地で、公共施設用地としての買取希望の照会を行った結果、希望がなかった案件が、2の調査依頼案件一覧の5件でございます。これらの5件について、生産緑地法第17条の2の規定により、農業委員会に買取希望者の調査についての依頼がございました。今後皆様には、営農を希望される方が取得できるよう、調査のご協力をお願いします。

まず1つ目の申出地は、●●の5筆で、地積は計969.3㎡、買取希望価格は約1億8,600万円、またこちらの所在地にはガラス温室が建っており、床面積は751.8㎡、建物の買取希望価格は200万円、土地、建物の合計買取価格は約1億8,800万円と伺っております。所在地は3ページに示しております。

2つ目は、●●の2筆で、面積は計501㎡、買取希望価格は約1億5,0

00万円と伺っております。所在地は5ページに示しております。

3つ目は、●●の6筆で、面積は計952㎡、買取希望価格は約1億9,000万円と伺っております。所在地は7ページに示しております。

4つ目は、●●の2筆で、面積は計994㎡、買取希望価格は8,000万円と伺っております。所在地は9ページに示しております。

最後の5つ目は、緑町の2筆で、面積は計697㎡、買取希望価格は2億1,200万円と伺っております。所在地は11ページに示しております。

以上の5件につきまして、農業従事のための買取り希望者がいらっしゃいましたら、2月15日までに事務局へご連絡くださるようお願いいたします。

この件については、以上でございます。

議長が質疑を諮ったところ、次のとおり質問があった。

○ 畔柳真推進委員

なぜ、こんなに高額なのですか。

○ 杉浦係長

こちらにつきましては、土地所有者様が売られるとのことで、ご本人様が付けられた買取希望価格と伺っております。

○ 畔柳真推進委員

売れると思ってですか。

○ 杉浦係長

理由までは把握しておりません。ご理解ください。

○ 畔柳真推進委員

あっせんするのであれば、もう少し金額の折り合いを営農支援という形で提供するという気持ちはわかるのですが、ちょっと買える人がいないのでは。

○ 林会長

生産緑地だから。

○ 畔柳真推進委員

生産緑地とはそもそも何ですか。

○ 林会長
生産緑地とは市街化区域の農地。

○ 畔柳真推進委員
そういうことですか。すみません。勘違いでした。

再度、議長が質疑を諮ったところ次の通り質問があった。

○ 阿部政夫推進委員
該当地区の、●●の担当になるのですが、買取希望者調査依頼とは、推進委員として私が何か行動するのですか。

○ 杉浦係長
農業委員さん推進委員さんにおかれましては、地域といたしまして、情報を得ているのでありましたら、ご連絡いただきたいと思います。積極的に、この様な話がありますよといった連絡をするといったところまでは、さすがに事務量も多いので、結構でございますが、地域としてそのような声があるというのであれば、ご連絡を頂きたいと思えます。

再度、議長の質疑を諮ったところ、全員意義なく了承。

続いて、連絡報告事項について、杉浦係長より説明があった。

1 令和4年度農業委員会活動報告について

「1」の「令和4年農業委員会活動報告について」は、当農業委員会の昨年1年間の活動状況を報告するものでございまして、毎年この1月の定例会にてご報告しているものです。

資料は2種類ございますが、一つは定例会の資料の12ページから15ページまでの資料2、それから、もう一つは別冊としてお配りしてある令和4年農業委員会報告書の冊子でございます。このうち、資料2の12ページから15ページまでは、別冊の報告書の中で使用されている用語の説明や、その他の補足事項が記載してありますので、ご自宅に帰られて報告書を改めてご覧になる際の参考としていただければと思えます。

それでは、ここからの説明は、別冊の令和4年農業委員会報告書に沿って行いますので、その1ページをご覧ください。

まず、農地法第3条による申請の処理状況についてご説明いたします。

(1)の件数及び面積の表では、上段は所有権移転、下段は賃借権等の権利設定の件数と面積がございいますが、合計では41件、約10万8,000㎡の申請がありました。

次に(2)の内訳でございいますが、アは譲受人の経営面積別に、イは譲渡人の理由別に整理しております。このうちイにつきまして、譲り渡す理由としては、例年と同じく相手方からの要望によるためというものが30件と、最も多くございました。

次に、2ページをご覧ください。農地法4条及び5条、つまり転用の処理状況につきまして、ごく簡単にご説明いたします。

表の上段は地方公共団体の、下段はそれ以外の一般の許可及び届出案件についての件数と面積の一覧となっております。

このうち、下段の地方公共団体以外の案件の許可のうち、5条転用許可につきましては、件数では分家住宅が85件と最も多く、面積では、粘土採掘場の一時転用などを含む駐車場・資材置場用地が、約7万9,000㎡と最も大きくなっております。

下の表に移りますが、以上のものを始めとするすべての転用の許可、届出の合計は、件数にして381件、面積で約21.5haでした。前年は、この面積が約20.7haでしたので、前年と比較すると0.8haほど増加しております。なお、ここ10年の転用面積は、年間20ha前後で推移していますので、例年と同規模であったと思われま

す。続いて3ページをご覧ください。こちらには農地法3条から5条までの町別の処理状況が記載してございます。このうち3条申請は、高棚町が8件で最も多くありました。

また、4条では桜井町が40件、5条では桜井町が62件と、区画整理事業の施工区域内における届出が、昨年と変わらず多い結果となりました。

続いて4ページですが、こちらは農地法第18条の処理状況、つまり賃借権の合意解約の届出に関するもので、合計では132件、約23万7,000㎡ございました。

続きまして、5ページ、取消一覧表をご覧ください。計画の中止や変更等に伴う許可や届出の取消しの申請は、0件でございました。

続いて、6ページの、比較対照表をご覧ください。

この表は、ここまでにご説明いたしました各種申請等の処理状況を、令和3年と、令和4年とで比較できるようにしたものです。その中で、18条解約が令和3年の425件に対し、令和4年は132件と、前年に比べ、件数、面積ともに大幅に減少しておりますが、主な要因としては、令和3年に土地改良事業に合わ

せて農地の集積集約に取り組んでいる矢作中部地区、安城荒井地区において利用権設定の付替え等を行ったためです。そのため、令和3年は件数としては多かったということでございます。

次に、7ページをご覧ください。農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画についてでございますが、まず、上の(1)の表には、令和4年中に設定された利用権の面積を集計しております。このうち、農地中間管理事業又は相対によるものの利用権設定面積の合計は、約325万7,000㎡で、畑・樹園地利用促進制度によるものの合計は、約2万1,000㎡でございました。

次に、下の(2)の表は、現在市内の農地において設定されているすべての利用権の状況を集計したものです。ここでいう利用権というのは、農地中間管理事業以外にも、従来の円滑化事業や畑・樹園地利用促進制度による権利設定のすべてを含む、広い意味のものを指しまして、その合計面積は、ヘクタールとして、約2,347haとなっております。

そして、この合計面積の平成元年以降の経過を示したものが、次の8ページに記載してございます。

続いて、9ページをご覧ください。こちらは、集落別の農地集積の実績でございますが、安城市全体の権利設定率では、65.3%と、前年が64.5%でしたので、0.8%伸びております。

続きまして、10ページは、相続税・贈与税の納税猶予に関する状況でございますが、令和4年に交付した相続税の納税猶予適格者証明は、16件ございました。

続きまして、11ページ10の、農地改良届につきましては、田のかさ上げが0件、田畑転換が3件で、面積の合計は1,112㎡でございました。

その下の、11の諸証明願につきましては、件数はご覧のとおりですが、それぞれの証明等がどのようなものかということが、定例会資料の14ページに記載してありますので、後ほどご覧をいただきたいと思います。

続きまして、12ページをご覧ください。農業委員会関係事業についてご説明申し上げます。

(3)の認定農業者育成事業ですが、認定農業者数につきましては、先月の定例会でもご報告いたしましたとおり、令和4年の実績は36名でございます。内訳としては新規が3名、再認定が33名で、結果、現状の認定農業者数は135名となっております。

続いて、(5)の家族経営協定活動につきましては、次の13ページをご覧ください。家族経営協定の調印が行われた実績を年度ごとに表で示してございますが、令和4年度は、今のところ1家族が、新規ではなく更新として調印しております。

次にその下、(6)の農地パトロールの結果につきましては、先月の定例会でも報告いたしましたとおり、違反転用指導対象農地は102筆で、約7万3,000㎡、不耕作地の指導対象農地は112筆で、約7万1,000㎡ございました。指導の結果、違反転用及び不耕作地を合わせて78筆、約4万6,000㎡が解消されました。

では次に、14ページをご覧ください。(7)の、農業者年金関係の状況につきましては、アの加入状況といたしましては、現在は54名で、イの受給者は24名となっております。ちなみに、この制度には新旧がございます。その違いは定例会資料の15ページに解説がありますので、後ほどご覧いただければと思います。旧制度に基づく受給者は、現在144名いらっしゃいます。

続きまして、15ページですが、こちらには、毎月の会議等の開催状況を記載してございます。

そして、16ページ及び17ページの農業委員会定例会協議事項等につきましては、毎月の定例会における議題が記載してございます。

次に、18ページ及び19ページの研修会等参加状況につきましては、委員の皆様及び事務局が出席した会議や研修会を記載してあります。

続いて、20ページ及び21ページの調査事項につきましては、転用申請などに関する毎月の現地調査のほか、粘土採掘場等の現地調査の実施状況が記載してございます。

そして、次の22ページにあるのは、現在の委員名簿でございます。

最後に、その次の23ページ及び24ページは、安城市の概要となっております。

以上をもちまして、令和4年農業委員会活動報告についての説明とさせていただきます。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

その他の事項について引き続き杉浦係長より説明があった。

2 農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見書の進捗状況について

第2回検討会を12月22日に開催いたしました。

本日、配付しました資料のうち、右肩に「第3回検討会(R5.1.23前)」と記載したものが、第2回検討会にていただいた意見等を踏まえて事務局で修正したものでございます。

本日の農業委員会の開催通知においても、ご案内いたしました。農業委員

会終了後に第3回検討会を開催する予定をしております。本日の検討会では、第2回の修正内容の確認をし、検討会としての意見書（案）を固めてまいりたいと考えております。ご都合のつく委員の方はご出席いただきますようお願いいたします。

3 未改善の不耕作地・違反転用農地に係る指導文書の送付について

資料はございませんので、口頭のみのご説明となります。

先月の定例会で未改善と報告させていただいた不耕作地・違反転用農地につきまして、今月の20日付けで再度指導文書を送付いたしました。所有者から皆様のもとへ連絡があった場合には、これまでと同様に対応をお願いいたします。その際にご不明な点等ございましたら、随時事務局へご相談いただければと思います。

また、農地パトロールにおいてこれまで現地調査に当たっていただいた分の報酬につきましては、今月25日付けで、1月分の報酬と合わせて口座へ振込みをさせていただきます。本日お配りしました報酬明細ですが、明細書は月額報酬分と農地パトロール分を分けて作成しておりますので、後ほどご確認くださいませようお願いします。

4 令和4年度碧海5市農業委員会会長会議について

例年は毎年開催しておりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響があり、令和2年度、3年度は開催されませんでした。今年度は3年ぶりの開催となりますが、知立市の主催により、1月26日、木曜日に開催されますので、会長、会長職務代理者及び事務局長が出席をします。

5 令和4年度女性農業委員・農地利用最適化推進委員研修会について

2月16日、木曜日に開催されます同研修会に太田千尋委員、太田良子委員、山村京子委員、横山淳子委員にご出席していただきます。なお、オンラインによる参加を予定しております。

6 配付物

今月は、のうねん1月号をお配りいたしましたので、ご活用ください。

7 次回の予定

2月22日（水） 午後1時30分から市役所第4会議室で運営委員会を、午後2時30分から第10会議室で定例会を予定しております。

また、来月は、所得税の確定申告と市県民税の申告が始まっており、市役所の駐車場が大変混み合うことも予想されますので、さくら庁舎周辺の駐車場や立体駐車場の利用もご検討ください。

また、本日の次第にはございませんが、ご連絡させていただきます。

本日お配りしましたチラシでございますが、現在大河ドラマで「どうする家康」が放映されていますが、安城市と安城市観光協会の方で「家康公天下への始まりの地安城」ということで、観光のパンフレットがありますので、配布させていただきました。また、安城市歴史博物館の方では、2月4日から行われます「特別展 家康と一向一揆」につきましても、ご案内させていただきますので、ぜひご覧いただければと思います。

それと、小川環境保全向上委員会さんが、10月22日開催されました、収穫祭りにおきまして、その活動の写真が「愛知県土地改良事業団体連合会」のフォトコンテストにおきまして、多面的機能共同活動賞を受賞されましたので、この場を借りてご披露させていただきます。あと、こちらの写真につきましては、お帰りの際見えるように、出口に飾らせていただきますので、ぜひご覧ください。

連絡・報告事項については、以上でございます。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

午後3時25分、議長は閉会を宣する。